

一関地区広域行政組合公文例規程

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合訓令第5号

管理者部局における文書の例式は、別に定めるもののほか、一関市公文例規程（平成17年一関市訓令第16号）の例による。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。